

年 月 日

東京都知事 殿

令和5年度東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金受給申請書

東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金支給要綱（平成26年11月20日付26総首大第332号）第3条の規定により、東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者住所	〒
電話番号	
ふりがな	
申請者氏名	
学生との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ）

【対象となる学生について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日					
氏名											
在学する学校	学校の名称	東京都立産業技術高等専門学校 学校の種類・課程・学科： 高等専門学校（1～3学年）									
	学校の所在地	東京都 <input type="checkbox"/> 品川区 東大井 1-10-40 <input type="checkbox"/> 荒川区 南千住 8-17-1									
	在学期間	平成 令和	年	月	日	～ 平成 令和	年	月	日	学校の種類・課程・学科 高等専門学校（1～3学年）	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※給付金の対象となる学生が二人いる場合は、次に御記入ください。

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日					
氏名											
在学する学校	学校の名称	東京都立産業技術高等専門学校 学校の種類・課程・学科： 高等専門学校（1～3学年）									
	学校の所在地	東京都 <input type="checkbox"/> 品川区 東大井 1-10-40 <input type="checkbox"/> 荒川区 南千住 8-17-1									
	在学期間	平成 令和	年	月	日	～ 平成 令和	年	月	日	学校の種類・課程・学科 高等専門学校（1～3学年）	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【保護者等の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の受給有無について。

①	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、令和5年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。 生活保護受給証明書を出します。
②	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、令和5年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

(2) 所得確認対象者である次の保護者等の個人番号カードの写し等の提出について、①から⑧までの中から該当するものを選択してください。

◎過去に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあります。		
①	<input type="checkbox"/>	過去に提出した個人番号に関する情報を利用することに同意し、今回は個人番号カードの写し等の提出は行いません。
◎次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。		
②	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分を提出します。
③	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）を提出します。 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
④	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分を提出します。 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
⑤	<input type="checkbox"/>	学生の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 学生が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑥	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	<input type="checkbox"/>	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑦	<input type="checkbox"/>	学生本人の分を提出します。 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合
◎次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。		
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

所得確認の対象者である保護者等の氏名、学生との続柄（⑧にレ印を付けた場合は不要です。）及び令和5年1月1日時点の市区町村までの住所を記載してください。（日本国内に住所を有していない場合には□にレ印を付けてください。）

	氏名	学生との続柄	令和5年1月1日時点の住所
保護者等①	(ふりがな)		都道 市区 府県 町村
			<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。
保護者等②	(ふりがな)		都道 市区 府県 町村
			<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

【扶養親族の状況について】（※生業扶助受給世帯は記入不要です。）

※当該世帯に令和5年7月1日現在、対象となる学生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	

※1 世帯構成員に高校生等がいる場合には、在籍している学校が通信制か通信制以外かを選択をしてください。

【誓約事項】

誓約する内容について確認の上、署名をお願いします。

- ・本申請書記載の内容は、全て令和5年7月1日現在のもので、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は、東京都以外の道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
- ・この申請の対象となる学生は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の学生を除く））の支弁対象ではありません。

申請者氏名

印

記入上の注意

1 【対象となる学生について】の欄は、次によって記入してください。

イ 「高等学校等における在学期間」の欄には、現在通っている都立高専の在学期間について記入してください。

また、過去に都立高専以外の高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の学校名や在学期間等についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

2 【保護者等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他学生の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 所得割額非課税世帯で、(2)③に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。

ハ 所得割額非課税世帯で、(2)②、④又は⑤に該当する場合は、**保護者等全員**の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 所得割額非課税世帯で、(2)⑥又は⑦に該当するときは、学生本人又は主として学生の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。

また、主として学生の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（学生の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

3 【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 「扶養親族の状況」の「**続柄**」欄は、**申請者を基準**とし、記入してください。

ロ 15歳以上（中学生除く。）23歳未満の兄弟姉妹を扶養している場合は、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し）を**全員分**添付してください。
※健康保険証から扶養者を確認できない場合（「扶養者」、「被扶養者」等の文言が明記されていない等）は、健康保険証の他に扶養申立書を提出してください。

留意事項

- 1 対象となる学生が過去に国公立を問わず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条の高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 2 対象となる学生が2校以上の学校に在学している場合であって、東京都立産業技術高等専門学校以外の学校で、給付金と同等のものの支給を受けている場合には、給付金の受給資格はありません。
- 3 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 4 不正に給付金を受給した場合等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 5 東京都が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
- 6 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。